

農林水産省設置法の一部を改正する法律案新旧対照条文目次

一	農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）	1
二	農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）	5
三	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）	6

○ 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 農林水産省の設置並びに任務及び所掌事務</p> <p>第一節 農林水産省の設置（第二条）</p> <p>第二節 農林水産省の任務及び所掌事務（第三条・第四条）</p> <p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第一節 特別な職（第五条）</p> <p>第二節 審議会等（第六条・第七条）</p> <p>第三節 施設等機関（第八条―第十一条）</p> <p>第四節 特別の機関（第十二条―第十六条）</p> <p>第五節 地方支分部局（第十七条―第二十条）</p> <p>第四章 外局</p> <p>第一節 設置（第二十一条）</p> <p>第二節 林野庁</p> <p>第一款 任務及び所掌事務（第二十二条―第二十四条）</p> <p>第二款 審議会等（第二十五条）</p> <p>第三款 地方支分部局（第二十六条―第二十八条）</p> <p>第三節 水産庁</p> <p>第一款 任務及び所掌事務（第二十九条―第三十一条）</p> <p>第二款 審議会等（第三十二条）</p> <p>第三款 特別の機関（第三十三条）</p> <p>第四款 地方支分部局（第三十四条）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 農林水産省の設置並びに任務及び所掌事務</p> <p>第一節 農林水産省の設置（第二条）</p> <p>第二節 農林水産省の任務及び所掌事務（第三条・第四条）</p> <p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第一節 特別な職（第五条）</p> <p>第二節 審議会等（第六条・第七条）</p> <p>第三節 施設等機関（第八条―第十一条）</p> <p>第四節 特別の機関（第十二条―第十六条）</p> <p>第五節 地方支分部局（第十七条―第二十条）</p> <p>第四章 外局</p> <p>第一節 設置（第二十三条）</p> <p>第二節 削除</p> <p>第三節 林野庁</p> <p>第一款 任務及び所掌事務（第二十九条―第三十一条）</p> <p>第二款 審議会等（第三十二条）</p> <p>第三款 地方支分部局（第三十三条―第三十五条）</p> <p>第四節 水産庁</p> <p>第一款 任務及び所掌事務（第三十六条―第三十八条）</p> <p>第二款 審議会等（第三十九条）</p> <p>第三款 特別の機関（第四十条）</p> <p>第四款 地方支分部局（第四十一条）</p> <p>附則</p>

(地方農政局)

第十八条 地方農政局は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 第四条第三号から第十号まで、第十一号(輸出に係るものに限る。)、第十三号から第十五号まで、第十七号から第十九号まで、第二十号(病虫害の防除及び家畜の衛生に係るものに限る。)、第二十一号(獣医療に係るものに限る。)、第二十二号、第二十三号、第二十五号から第二十八号まで、第三十号、第三十一号、第三十四号(助成に係るものに限る。)、第三十五号(農業信用基金協会の業務の監督に係るものに限る。)、第三十七号、第四十号から第五十一号まで、第五十二号(納付金の徴収に係るものに限る。)、第五十四号、第五十五号及び第八十七号に掲げる事務

二・三 (略)

四 農林水産省の所掌事務に関する相談に関すること

2 (略)

(削る。)

第十九条 (略)

(北海道農政事務所)

(地方農政局)

第十八条 地方農政局は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 第四条第三号から第十号まで、第十三号から第十五号まで、第十七号から第十九号まで、第二十号(病虫害の防除及び家畜の衛生に係るものに限る。)、第二十一号(獣医療に係るものに限る。)、第二十二号、第二十三号、第二十五号から第二十八号まで、第三十号、第三十一号、第三十四号(助成に係るものに限る。)、第三十五号(農業信用基金協会の業務の監督に係るものに限る。)、第三十七号、第四十号から第五十一号まで、第五十二号(納付金の徴収に係るものに限る。)、第五十四号、第五十五号及び第八十七号に掲げる事務

二・三 (略)

2 (略)

(地方農政局の地域センター)

第十九条 地方農政局の所掌事務(第四条第四十六号から第四十八号までに掲げる事務を除く。)の一部を分掌させるため、所要の地に、地方農政局の地域センターを置く。

2 地方農政局の地域センターの名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

第二十条 (略)

(北海道農政事務所)

第二十条 北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 第四条第四号から第六号まで、第九号、第十号、第十一号（輸出に係るものに限る。）、第十三号、第十四号、第二十五号、第五十一号、第五十二号（納付金の徴収に係るものに限る。）、第五十四号、第五十五号及び第八十七号に掲げる事務

二・三 (略)

四 農林水産省の所掌事務に関する相談に関すること

2・3 (略)

(削る。)

第四章 外局

第一節 設置

第二十一条 (略)

(削る。)

(削る。)

第二節 林野庁

第二十一条 北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 第四条第四号から第六号まで、第九号、第十号、第十三号、第十四号、第二十五号、第五十一号、第五十二号（納付金の徴収に係るものに限る。）、第五十四号、第五十五号及び第八十七号に掲げる事務

二・三 (略)

2・3 (略)

(北海道農政事務所の地域センター)

第二十二條 北海道農政事務所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、北海道農政事務所の地域センターを置く。

2 北海道農政事務所の地域センターの名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

第四章 外局

第一節 設置

第二十三条 (略)

第二節 削除

第二十四条から第二十八条まで 削除

第三節 林野庁

第一款 任務及び所掌事務

第二十二條～第二十四條 (略)

第二款 審議会等

第二十五條 (略)

第三款 地方支分部局

第二十六條～第二十八條 (略)

第三節 水産庁

第一款 任務及び所掌事務

第二十九條～第三十一條 (略)

第二款 審議会等

第三十二條 (略)

第三款 特別の機関

第三十三條 (略)

第四款 地方支分部局

第三十四條 (略)

第一款 任務及び所掌事務

第二十九條～第三十一條 (略)

第二款 審議会等

第三十二條 (略)

第三款 地方支分部局

第三十三條～第三十五條 (略)

第四節 水産庁

第一款 任務及び所掌事務

第三十六條～第三十八條 (略)

第二款 審議会等

第三十九條 (略)

第三款 特別の機関

第四十條 (略)

第四款 地方支分部局

第四十一條 (略)

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>第二十七条 登録検査機関は、品位等検査の適正な実施のため必要な事項について、地方農政局長、北海道農政事務所長その他の政令で定める行政機関に照会することができる。この場合において、当該行政機関は、当該照会をした登録検査機関に対して、照会に係る事項の通知その他必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>2 （略）</p> <p>第二十七条 登録検査機関は、品位等検査の適正な実施のため必要な事項について、地方農政局長、北海道農政事務所長、<u>地方農政局又は北海道農政事務所</u>の地域センターの長その他の政令で定める行政機関に照会することができる。この場合において、当該行政機関は、当該照会をした登録検査機関に対して、照会に係る事項の通知その他必要な措置を講ずるものとする。</p>

○ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（都道府県が処理する事務等） 第五十三条（略） 2（略） （削る。）</p>	<p>（都道府県が処理する事務等） 第五十三条（略） 2（略） 3 前項の規定により地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任された権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局又は北海道農政事務所 の地域センターの長に委任することができる。</p>